

学校クラブ活動顧問の活動内容と責任範囲について

—週休二日制を想定して—

沖原 謙・松岡 重信
(1992年9月30日受理)

On the relationship of Sports club activities and Responsibilities of Teacher in School System
—Especially view point of Fiveday school system—

Ken Okihara and Shigenobu Matsuoka

The purpose of this paper was to make clear the position and the responsibilities of the teacher or the supervisor in school.

Sports club activities of the instructors wear related to two main area, education area and supervisor area. that Mixed up cause the situation of the much complcation.

This study was finded to investigat the relationships between these two term. It was needed to study the view point of low and to study of judicial precedents.

Major findings are summarized as follows:

- 1) Between the sports activity and the public administration has the cleared contradiction of a office hours.
- 2) these school teachers have many duties and their volunteer activities for sports club are required to their duty in any case.
- 3) This duty of the activity should transfer to outside of school. At the same time it need to change the flexed public administration system for solved the cleared contradiction.

はじめに

一般企業などが週休二日制に向かっている時代に学校教育をどのようにするか、これは二十数年来の課題であった。既に1970年代初めから日教組は、教師の研究時間確保と過密授業解消のため学校五日制を提唱し、北海道の一部では土曜日は授業をせず、クラブ活動や行事に当てるといった学校五日制を想定したカリキュラムを実施してきた。

この学校五日制は、学校教育とは何かという基本的な問題の検討をぬきにしては実施することはできない。この制度の導入について検討している文部省の会議（社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議）は、91年3月、新たに専門部会を設置して具体的な検討に入った。それまで文部省は、90年4月から全国9都県の公立小、中、高、さら

に幼稚園など68校をモデル校として、実験的に月1、2回を土曜休業として五日制を試行している。

文部省はこうした結果をふまえ、新たに設置した専門部会では具体的に検討を行い、92年2学期から、月に1回というように、段階的に学校五日制を導入することになっている。

このように学校週休二日制が実施された時、体育系クラブ活動はどのような影響を受けるのであろうか。学校五日制が過密授業解消を目的としたとき、土曜日に行われるクラブ活動は、禁止ということも考えられる。しかし、一般的に試合日は日曜日に集中していることや、多くの大会が土・日曜日にまたがって開催されている現状では、土曜日のクラブ活動停止は難しいであろう。従ってクラブ活動顧問は何らかの形でその活動内容と責任に関わっていくことになる。

現在においてもクラブ活動は問題点を含んでいる。

1968年の指導要領改定により、全員参加型の必須クラブが正規の授業時間に組みこまれて以来、従来のクラブ活動は、1977年の指導要領に示されるよう学校の教育活動の一環として位置づけられるが、課程外の活動とされている。この課程外の活動は日常的に正規の勤務時間外に行われ、教員の勤務体制においても問題点の増幅が予想される。

I. 研究の目的

中・高等学校がクラブ活動の目的は、生徒が自主的・自治的に活動・運営していくことにある²⁾。そしてこのクラブ活動が条件として、各クラブには顧問となる教師が不可欠である。このクラブ活動は、教育活動の一環として認識されているが、現実には中・高校体育連盟や各種スポーツ協会とも密接な関係を持ち、この顧問教師の活動内容と責任範囲はより一層不明瞭なものとなっている。特にこの勤務時間外活動における顧問教師の活動内容と責任範囲について明確に意見を述べている研究は、ほとんど見あたらない。

週休2日制の完全実施が近い将来施行されたならば、この不明瞭さは、図1に示すように勤務時間外の増加と共に増幅されるであろう。

本研究では、クラブ活動内容・定義を公文書、法

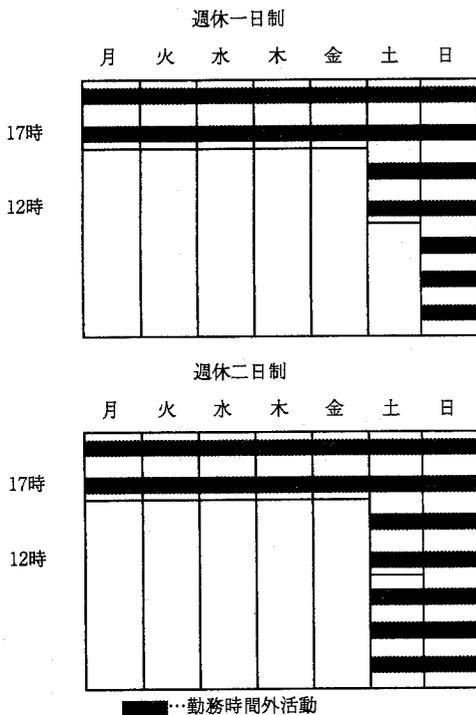


図1 勤務時間外活動の増加

的、公的機関の立場よりこれを明らかにする。そしてこの責任範囲を訴訟という形で問われたクラブ活動の事故訴訟判例を考察することでより明確な社会的・現実的な顧問教師の責任範囲を示す。そしてこれらの過程で生じる矛盾・問題点へも考察を加えてその解決策を提示することにある。

II. 学校クラブ活動の定義について

① 日本学校安全会の見地

【学校の教育計画に基づいて行われる

「課外指導を受けているとき」について】

課外指導として行われる教育活動

学校教育は、学校が編成した教育課程に基づいて行われるが、授業日の放課後や休日、祝日、長期休業中などに授業の補足的な教育活動が行われることがある。例示すると次のような活動である。

各教科の補習授業、課外クラブ活動、林間学校、臨海学校、水泳指導、スキー指導、スケート指導、ハイキング、キャンプなど、これらの活動の中には、競技団体その他の団体などが主催し、児童・生徒等が学校と関係なしに参加する場合もあるが、学校が活動の教育的意義を認めて自ら計画し、その責任のもとに実施するものも多い。学校の管理下となるのは、この後者の場合である。この場合、授業としての教育活動は、児童・生徒等全員共通に行われるのが建前であるが、課外指導ではクラス単位に、あるいはクラスの一部または個人についてというように種々の指導形態が考えられ、ある教育活動への児童・生徒等の参加が希望参加の形をとっている場合があっても、それのみによって課外指導と認められないということはない³⁾。

なお、従来のクラブ活動はすべて教育活動に基づく授業としての特別教育活動に位置づけられていたが、先年行われた学習指導要領の改定によって、授業としての特別活動あるいは各教科以外の教育活動に位置づけられるクラブ活動は、児童・生徒等全員参加の必須クラブ活動に限られ、これ以外の授業日の放課後や休日、祝日、長期休業中などに行われる任意参加によるクラブ活動は、教育課程外の教育活動として行われるようになったので、この任意参加のクラブ活動は、課外指導として取り扱うのが妥当であると解される。

② 文部省体育局通達 昭和43年11月8日 文体223

【中学校、高等学校における

運動クラブの指導について】

中学校、高等学校における運動クラブは、各種の運

動の練習を通じて生徒の自発的な活動を助長し、心身の健全な発達を促し、進んで規律を守り、たがいに協力して責任を果たすなどの社会生活を営むに必要な態度を養うよい機会でありますが、指導が行き届かない場合においては、規律が乱れたり、勝敗にとらわれてゆきすぎた練習や暴力的行為が行われたりするなどのあやまった行動を招くおそれがあり、最近、そのような望ましくない事例が一部にみられたことは、まことに遺憾であります。

運動クラブの指導については、「中学校、高等学校における運動部の指導について（昭和32年5月16日文初中第275号文部省初等中等教育局長通達）」をもって、関係者の格別のご配慮をお願いして参りましたが、さらに下記事項に留意し、いっそう成果をあげるようご配慮願います。

なお、貴管下の教育委員会および学校に対し、この主旨の周知徹底方について、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 校長をはじめ運動部長などの運動クラブの責任者、種目別の各クラブ担当教員などによる指導組織を確立し、関係教員全員が連係を密にし、協力して指導の徹底を計るようすること。
- 2 種目別の各運動クラブの担当教員は直接指導に当たるように努めるとともに関係教員相互の協力体制を整えて、部員から必要に応じ報告を求めたり、随時巡回したりするなどの適当な方法によりその活動状況をたがいに連絡しあうようにし、運動クラブの活動の実態をじゅうぶんに把握するようにすること。
- 3 部員の健康管理にじゅうぶんに留意するとともに、望ましい人間関係の育成に留意し、運動クラブに明朗快活な気風を育てるようにすること。この場合、学級（ホームルーム）担任教員や父兄ともじゅうぶんに連絡を保つようにすること。
- 4 運動クラブの活動については、できるだけ時間を有効に使い、生徒の生活全体からみて調和の失われることがないように配慮すること。

③ 勤務時間外クラブ活動顧問の法的位置づけ

クラブ活動の指導は勤務時間外（平日の午後5時以降、日曜祝日等）にも行われることが一般的である。

法的にはこの指導は超過勤務（一般職の職員の給与に関する法律第16条・労働基準法第2章37条）の対象とはならない。したがって教員が正規の職務として従事する訳ではない。以上のことより勤務時間外のクラブ活動指導は、教員の自発的勤務と解釈される。

しかし一方では、教員特殊業務手当（一般職の職員

の給与に関する法律第13条・地方公務員法第25条3. 四）の支給対象に含まれている。これは学校の管理下で行われる生徒に対する指導業務で勤務を要しない日曜、祝日もしくはこれに相当する日に行われるものに、この手当が支給される。

具体的にはクラブ活動顧問が、その担当する部活動で生徒を直接に指導する場合で、正規の勤務時間外に業務に従事した時間が引き続き5時間程度であれば支給対象になる（昭和52年12月21日「特殊勤務手当の運用について」の一部改正）。

Ⅲ. 判例研究

判例要約① 松山高校体操部員鉄棒転落負傷事件

判決 浦和地裁 昭和56年8月19日 判決
昭和49年（ワ）第208号

事件名 損害賠償請求事件

原告 伏見久知ほか4名

被告 埼玉県

【事件のあらまし】

昭和41年8月10日、埼玉県立松山高等学校の体操部が、上尾高校の体育館を使って合宿練習をしたが、1年生部員の1人が、練習中に誤って鉄棒から転落し頭を強打して重傷を負った。

被害生徒らから、顧問教員に過失があったとして、県に対して1億3756万円余の損害賠償が請求された。

裁判所は、顧問教員に過失があったとして、請求を認めたが、他方被害生徒にも過失があったとして、3割の過失相殺をした。

【指導担当教員等の過失の有無】

本件によると、高等学校におけるクラブ活動は、生徒の自発的な活動を助長することが建前であるが、それとともに、常に教師の適切な指導が必要とされるものであり、その指導担当教師は、単に名目だけでなく、たえず部の活動全体を掌握して指揮監督に当り、指導に当って外部の指導者を依頼する場合にも、実際に担当教師が練習に参加して指導上の責任をもち、その指導者との密接な連絡のもとに教育的効果のあがるような指導が行われることが必要とされていることが認められる。

このような見地からすると、担当教諭としては、日頃から体操部の練習に自ら参加したうえ、部員の技術面及び安全面の指導を行うべきであり、特に、校外における施設、環境のもとで練習をする場合には、そのこと自体によって、日常の練習の場合以上に危険の発生が予想されるのであるから、自ら生徒を引率し、事故防止について生徒を十分に指導し、そのための安全

事件名 損害賠償請求事件

原告 中川穂積ほか2名

被告 熊本市ほか2名

【事件のあらまし】

措置をとったうえで練習を開始させるか、あるいは、何らかの事情で他の者に引率指導を依頼せざるをえない場合には、事前に練習場所の状況について調査し、その者に対して、事故防止についての指導や安全措置をとるべき義務があり、本件についていえば、松山高校と上尾高校の鉄棒の施設について、前者が屋外にあるのに対し後者が屋内にあるという環境の差異からして、演技中の感覚に違いが生ずることを部員に十分説明し、演技中に墜落した場合に、松山高校においては、落下面に深さ1メートルの穴におがくずが埋められていて安全が確保されているのに対し、上尾高校においては、マットが敷かれているだけなので、事故を避けるため事前に補助者を配置する等の措置をとるよう具体的に教示し、そのような安全措置をとった後に練習を開始させるよう特段の指示をするべきであった。

ところが、担当教諭は、日常の練習においても、ほとんど参加したことがなく、実技指導はもとより、安全面の指導も行わず、依頼した外部のコーチに対しても、安全措置をとるよう指示した形跡がなかったばかりでなく、8月10日に上尾高校で合同練習があることを知りながら、これに参加せず(参加できなかった理由について納得できる説明はない。)しかも、当日体操部員を引率したコーチに対して事故防止について前記のような指示をすることがなかったため、同人も、その点について全く配慮することなく、原告生徒を含む部員らに日常と同一の練習をさせたのであるから、被告の履行補助者たる担当教諭は、部員たる原告生徒の身体の安全を確保すべき義務を怠ったものといわざるをえない。

そして、同人が、日常から安全面の指導を十分に、特に、本件事故当日も、上尾高校における合同練習に参加するか、少なくとも、コーチに指示して前記のような義務を履行していたならば、原告生徒も、日常の練習以上に注意を払って鉄棒の練習をすることによって、墜落の危険を可及的に減少させ、また、仮に墜落したとしても、他の部員がそれを予想して補助の役割を果たしていれば、墜落者の身体を受け止めることによってその衝撃を緩和し、本件のような重大な傷害の発生を防ぎえたであろうことは十分に予想できるから、担当教諭の義務違反と本件事故発生との間には、相当因果関係があるものというべきである。

そうすると、被告は、国家賠償法1条に基づき、本件事故によって原告らの蒙った損害を賠償する義務がある。

判例要約② 藤園中学校柔道クラブ練習中負傷事件
判決 熊本地裁 昭和45年7月20日 判決

昭和41年5月26日、熊本市藤園中学校の柔道クラブの練習に参加していた新入生が約束げいの練習中、背負い投げで投げられた際に崩れ落ち、前頭部を畳に強打して脳内出血、脳軟化症の傷害を受け、言語障害、右半身麻痺の後遺症を残すに至った。

このことに関し被害者の新入生及びその両親から熊本市、中学校長、柔道クラブ指導担当教員に対して損害賠償請求がなされた。裁判所は公務員である中学校長、柔道クラブ指導担当教員に指導監督上の過失があったとして熊本市に対する請求を認めたが、他方国家賠償法第1条の解釈として、公務員個人に対する請求は棄却した¹⁰⁾。

【指導担当教員等の過失の有無】

公立中学校等の校長ないし教員が中学校における教育活動につき生徒を保護監督すべき義務があることは、学校教育法上明らかであり、本件柔道クラブ活動が特別教育活動の一環として行われていたことは前記のとおりで、これは正規の教育活動に含まれるものであるから、右柔道クラブ活動を企画、実施するに際しては、柔道練習に内在する危険性に鑑み、校長、クラブ指導担当教師が職務上当然生徒の生命、身体の安全について万全を期すべき注意義務が存することはいうまでもない。

被告らは、本件事故は教師の勤務時間外に発生したものであり、被告坂口(クラブ指導担当教師)、同高田が職務上の義務として教育活動に従事するのは、勤務時間内に限られるべきであるから、勤務時間を超えての教育活動については職務上の指導監督の義務はないと主張するが、本件柔道クラブ活動が正規の教育活動である以上たとえそれが教師の勤務時間を超えて行われることを通常の形態とするとはいえ、これを実施する限り、指導担当教師は、勤務時間外においてもその職務上の義務として生徒の生命身体の安全について万全の注意を払うべきであり、勤務時間外の故をもってその指導監督を放棄するとせば、柔道練習を止めさせるなどして危険の発生を防止すべき義務があるものと解すべきである。

しかるに本件事故発生当時被告坂口はPTA役員総会に出席し、又もう一人の柔道クラブ指導担当教諭であった村元春雄も生徒指導主任会議に出席してともに不在であり、又学校から委嘱を受けて実技の指導に当たっていた白石礼介もいまだ練習指導に来ていなかった

のである。しかも村元および被告坂口の両名は、本件柔道練習は通常午後4時30分ごろから始められ、他方前記白石が実技指導に赴く時刻が午後5時から午後5時30分ごろまでの間であるのが常であることを知っていながら、自らは月に2回ぐらい顔を出す程度で専らその指導を白石に任せ、当日もいつものように本件柔道練習が始められるであろうし、現に行われていたことを熟知しながら、本件柔道練習につき何等の配慮もしないで漫然と学校を退出したものであった。

そうだとすると、被告坂口は、本件柔道練習についての指導監督義務を放棄したに等しく、同被告においてすくなくとも実技指導者の白石が来るまで自ら指導監督に当たるなり、他にこれを依頼するなどし、生徒の生命身体の安全確保につき適切な処置を取っていたならば、本件事故の発生を防止し得たであろうと考えられるので、この点に同被告の過失が存するものといわねばならない。

被告高田が校長として被告坂口を監督すべき義務を負うことは明らかであり、前記のような被告坂口の本件柔道練習についての指導監督について適切な指導助言をしたことの認められない本件においては、その注意義務を怠ったものであるというのほかはない¹¹⁾。

判例要約② 富田林高校柔道部練習中死亡事件

判決 大阪地裁 昭和49年4月26日判決
昭和46年(ワ)第4942号

事件名 損害賠償請求事件

原告 柏原明ほか1名

被告 大阪府

【事件のあらまし】

昭和46年7月22日、高校柔道部の夏季特別練習に参加していた1年生が、乱取り練習中大外刈をかけられたが受身ができず後頭部を床に打った。再び乱取りを行ったところ今度は小内刈をかけられ受身ができず、転倒して頭部を打ち、間もなく意識不明となり翌朝死亡した。

死亡した生徒の両親は、指導教員に過失があったために事故が起こったとして、大阪府に対して1585万円の損害賠償を請求した。

裁判所は、指導教員は必要な注意義務を果たしており過失はなかったとして請求を棄却した¹²⁾。

【高等学校教員の生徒に対する指導・監督義務の範囲とその内容(程度)】

高等学校の校長および教員は、所定の教科につき教育を施す場合は勿論、教科以外の教育活動たるクラブ活動においても、生徒を監護する義務を負うが、その監護義務の内容は、生徒の年齢、性別、知的発達

の具体的な事情により自ら異なるものがあり、高等学校1学年と3学年の生徒間で心身の発達の程度には相当の差があるとしても、一般的には、高等学校生徒は満15才以上であって、ほぼ成人に近い弁識能力を備え、自らの活動とその結果を理解し、自らの行動を自主的に決定する能力を概ね具有していると解されるから、校長および教員としては、生徒の自主的判断と行動を尊重しつつ、なお不十分とみられる判断力、理解力、責任感、自主性を助長し、常識ある社会人に育成するという教育活動の目的に従い、生徒の判断、行動に助言、協力指導を与え、その逸脱を防止すれば足り、生徒の判断過程および行動と結果を逐一監視する義務まで負うものではない。そして、生徒の自主性、社会性を養うための教育活動たるクラブ活動においては、右の趣旨がより一層妥当するものと解される。もっとも、当該生徒の判断力、体力、運動能力等が著しく劣る状態にあることが、教育活動を担当する教員において明らかな場合には、当該教員が当該生徒の特殊性に応じた教育活動をなし、これに応じた監督義務を負うことは言うまでもないところである¹³⁾。

IV. 考 察

II-①-日本学校安全会の見地では、クラブ活動の教育的意義を学校が認め、自ら計画し学校の責任のもとに活動を実施した場合、この活動は、学校の管理下となり教育過程外の教育活動と認識される。ひとたび教育課程外の教育活動と認識されれば課外指導となり、これは教員の職務として位置づく。

このプロセスは、図2のステップ1～ステップ3までで、クラブ活動内容を示している。クラブ活動指導は、教員の超過勤務について定めているいずれの項目にも該当せず、教員が正規の勤務としては扱われていない。従って、この勤務時間外のクラブ活動指導は、教員の自発的勤務であると考えられる。

そしてこの自発的勤務時間外活動は、II-③勤務時間外クラブ活動顧問の法的位置づけから、教員特殊業務手当の支給対象として位置づきこの手当が支給される。II-②文部省体育局通達(昭和43年11月8日文体223)の中で、「校長、運動部長などの運動クラブの担当教員は直接指導に当たるように努めるとともに、関係職員相互の協体制を整えて、部員から必要に応じ報告を求めたり、随時巡回したりするなどの適当な方法により、その活動状況をたがいに連絡しあうようにし、運動クラブの活動の実態を十分掌握するようにすること」とされており、顧問教員は、直接指導をはじめクラブ活動指導のほぼ全権を委ねられている¹⁴⁾。

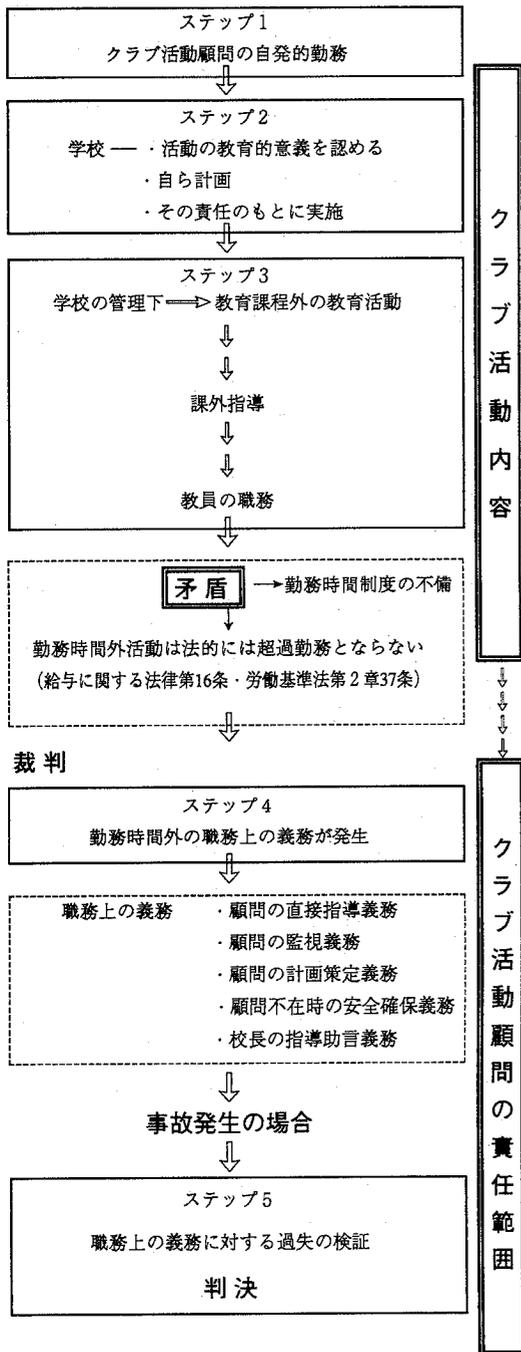


図2 顧問の勤務時間外活動の内容と責任範囲

現実問題としてクラブ活動指導に適切な顧問教員をすべてのクラブに配置することは難しい。顧問教員の割り振りは苦勞を要することがある。適切な顧問教員が配置できないため、生徒の要望するクラブの設置が不可能となる場合もある。この場合、生徒の要望が強

ければ無理を承知で顧問教員を引き受けるケースもある。名前だけならと考えて顧問教員を引き受けた場合、クラブ活動全体にわたっての直接指導は困難を要する結果となる。この結果、生徒だけの活動、または外部の指導者に頼ることとなる。

従って勤務時間外のクラブ活動指導は、教員の自発的勤務であっても、学校が計画し実施するもので、その方法や結果について校長の指示に従い、校長が責任を取り得る体制のもとで行われる場合は、職務として位置づく¹⁵⁾。図2の矛盾で示すようにこの部分は論理的にも、実際面でも問題点を示している。

第三章の判例要約①、②、③より訴訟という形で問われた勤務時間外のクラブ活動において、顧問教師(指導担当教員等)の要求される責任範囲を示すと(図2で示した職務上の義務)少なくとも5つの義務が示されている。それらは、ア. 顧問の直接指導義務・イ. 顧問の監視義務・ウ. 顧問の計画作成義務・エ. 顧問不在時の安全確保義務・オ. 校長の指導助言義務である。このほかにも一般的には、生徒の自主性・自発性と学校の安全注意義務・練習場所の安全確保義務などが挙げられる。

Ⅲ一判例要約①で顧問教師は、直接指導義務、監視義務、顧問不在時の安全確保義務等において顧問教師は過失を問われている。顧問教師の義務違反と本件事故発生との間には、相当因果関係があるとされ、被告は国家賠償法1条に基づき、原告らの被った損害を賠償する義務があるとされている。

Ⅲ一判例要約②で顧問教師は、本件事故は教師の勤務時間外に発生したものであり、職務上の義務として教育活動に従事するのは、勤務時間内に限られているものとし、勤務時間を超えての教育活動については職務上の指導監督の義務はないと主張した。しかしながら、本件柔道クラブ活動が正規の教育活動である以上、たとえそれが教師の勤務時間を超えて行われることを通常の形態とするとはといえ、職務上の義務を有するという判決が下っている。

Ⅲ一判例要約③では、顧問教師は必要な注意義務を果たしており過失はなかったと判決されたが、その監督義務の内容において生徒の特殊性に応じた教育活動を行う義務として専門的知識、判断力をも要求されている。

以上のことより、図2に示すステップ4～ステップ5において、一度教員の職務として位置づいたクラブ活動指導では、顧問教師の職務上の義務が当然発生し、それらに対する責任範囲は、事故訴訟判例により勤務時間外であっても、又それが超過勤務として位置づくことがなくとも、広く社会的に解釈している。

V. 総 論

1. 図2のステップ1～ステップ3に示すように、クラブ活動顧問の活動内容に対する行政的解釈には、矛盾点がある。特に勤務時間外活動に関しては、教員がクラブの顧問教師を拒否することができ、もしそうならばクラブ活動は、実質学校内では活動不可能となる。また教員が自発的勤務として顧問教師を引き受けたとき、現実にも行政的にも、自動的に勤務時間外活動までも教員の職務となる。この結果、超過勤務として認められないが、教員の職務としての義務が生じる。

2. 図2のステップ4～ステップ5に示すように、クラブ活動中の事故が生じ、訴訟という形で顧問教師の役割と責任を問われたときそれらの義務範囲(責任)は、広い領域にまでまたがって存在していることが明らかである。これらの義務の中には、時間を多く有する直接指導義務や、専門的知識と経験を必要とする計画策定義務・顧問教師の適切な判断が必要とされる監視義務も含まれている。生徒の要望に応えるためにはすべてのクラブに適切な顧問教師を配分しなくてはならない。しかし、それらは一般的に不可能である。これらのことから事故訴訟が生ずればクラブ活動顧問は弱い立場となり多くの責任を追及される。

3. 1, 2の結果より週休二日制が実施されたとき、クラブ活動顧問の活動内容とその責任に関する問題は増幅される可能性が強い。これに対する解決方法はクラブ活動の主体を学校内から学校外へ移すことが必要である。しかし、この主張は何度も繰り返されて

きたが現状はあまり変化していない。2つ目には、学校内活動であっても、このクラブ活動顧問の活動と責任の所在を学校内から切り離し、また顧問教師の勤務体制を柔軟な体制に移行することが最も重要である。

引用・参考文献

- 1) 伊藤 堯著, 「体育法学の課題」, 道和書院, 1988, pp. 67～69
- 2) 伊藤 堯著, 「体育・スポーツ事故判例の研究」, 道和書院, 1973, p. 199
- 3) 1) の前掲書, pp. 247～254
- 4) 「学校安全実務要覧3」, ぎょうせい, 1974, pp. 4545～4546
- 5) 4) の前掲書, pp. 4547～4548
- 6) 下村 哲夫著, 「学校事故の法律常識」, 第一法規出版, 1978, p. 73
- 7) 6) の前掲書, p. 74
- 8) 「体育・スポーツ事故責任安全対策質疑応答集2」, ぎょうせい, 1980, p. 3644
- 9) 8) の前掲書, pp. 3645～3649
- 10) 「体育・スポーツ事故責任安全対策質疑応答集1」, ぎょうせい, 1980, p. 1555
- 11) 10) の前掲書, pp. 1557～1558
- 12) 10) の前掲書, p. 1570
- 13) 10) の前掲書, pp. 1571～1572
- 14) 2) の前掲書, p. 64
- 15) 6) の前掲書, p. 72